



第一四六號  
昭和十四年八月二日發行  
（每週一回水曜日發行）

內閣情報部編輯

時報

八月二日號

滿蒙國境紛爭問題

事變下の我が聯合艦隊  
南支沿岸封鎖の強化

何が「軍用資源祕密」か

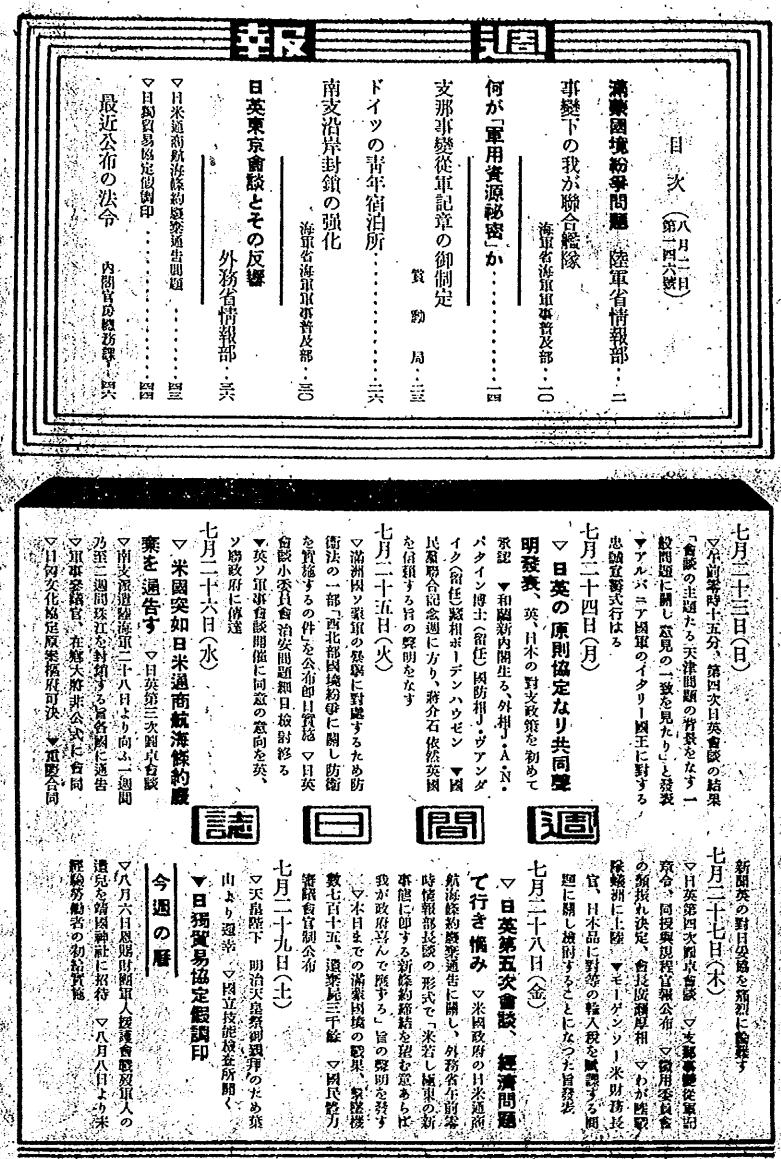
日英會談とその反響

五錢

露光量違いにより重複撮影



露光量違いにより重複撮影



# 滿蒙國境紛爭問題

陸軍省情報部

## 一 総合観察

日ソ關係の惡化を如實に物語る滿ソ、滿蒙國境問題は事件發生ごとに惡質化しつゝある。昨年七月突發した張鼓峰事件は、ソ聯軍側が執拗な挑戰行動をつづけたのであるが、わが軍の猛烈なる反撃によつて、わづかに事なきを得た。この戦闘はソ聯軍としては幾多の缺陷を暴露したのにも拘はらず、又々今年五月以來性懲りもなくノモンハン附近に於いて滿蒙國境を侵犯し挑戰行動を繼續してゐる。外蒙ソ軍はわが軍の反撃により多大の損害を受けるや、早急に之を補ひ一層兵力を増強して飽く迄挑戰行動を繼續しようとしてゐるのである。一方、ソ聯邦は時を同じうして北樺太に於けるわが石油、石炭利權に對し未曾有の無暴壓迫を加へつゝある。先般わが全國民を憤激せしめた漁業問題といひ、ソ聯の態度の悉くが惡質極まる不法行爲に終始してゐるといふのが偽らざる現状である。

ソ聯邦が、近時かゝる暴戾なる態度に出で來たつた動機がどこにあるかについては、わが國民全部が深く事態を認識する必要がある。この動機の主なるものは、勿論彼の東方政策によるることは申す迄もないが日獨防共協定成

立に對する彼のいやがらせと探將政策、國內的にはソ聯の產業五ヶ年計畫の進展及び支那事變遂行によるわが武力の現狀に對するソ聯の誤斷等であると考へられる。從つて彼の不法暴戾を阻止し得るものは、結局わが國力、わけても對ソ戰備の完備以外に術はないこととなる。帝國としてはソ聯に對し何も好んで戰を挑むものではない。然し彼が敢へて不正を以つて挑戰する以上われも之を撃ちくだくだけの準備が必要となる。われくの最も考へなければならぬことは、ソ聯軍は現に満ソ或ひは滿蒙國境五千粧の長きに亘つて戰時と同様の展開姿勢に在るといふ事實である。現にあの不毛な外蒙國境ノモンハン附近の戰闘に於いてさへ、近代的機械化兵團を四つも五つも持つて來てゐる現實に對して、彼が唯物軍隊として、名實共に備はつてゐるものと認めざるを得ないのである。

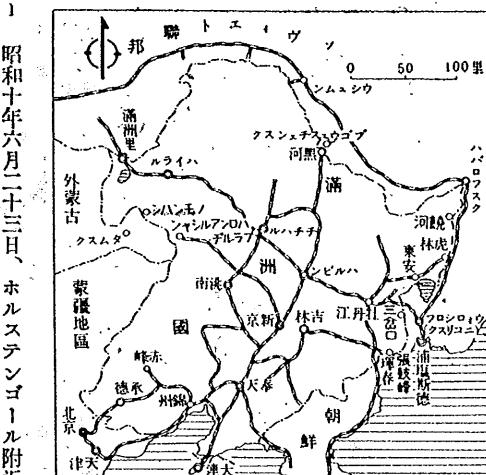
かかる情勢にあつては、我方も亦之に對して守備兵力を配置せざるを得ない。彼我實力が對峙する場合、而かも國境が不明確で紛争が絶えない狀態に於いては、彼我の紛争や小衝突が何時武力戦にまで擴大するかも知れぬ。現に戦ひつゝあるノモンハン事件も彼の出方如何ではわれも亦之に應じ得るの準備を完備せざるを得ない。かやうに對ソ者感は他の國々に對する準備、就中兵力準備とは比較できぬほど重要性を持つこととなり、軍は勿論國民全部が明白と言はず今日でも立てるだけの覺悟と準備が必要である。ソ支二正面の戰争に入つてゐることを問題としてハサキリと覺悟しなければならないのである。

之を要するに、國境紛争問題といひ北樺太石油石炭問題、漁業問題といひ、すべてクレムリンの極東政策、對日政策の根本觀念を是正しない限り解決し得ない。この是正は、わが日本帝國民が一大決意の下に國家總力を擴充發揮することによつてのみ期待できるもので、それ以外に手段方法はないものといへる。對ソ戰力は益々充實

してをり國防上に缺陥はないやうになつて居り、現に張敬峰事件より今回の方がわが反撃力は強大となつてゐるが、われく國民としては彼をして最近に於ける事態が示す如き不逞の企圖に出でしめないやうな戰備充實を目さして進まねばならぬ。

二 外蒙の不法行爲

ソ聯邦の屬領と化した外蒙が、今次ノモンハン事件を起すに至るまでに、如何に度重なる不法行爲を敢へて行ひつゝあつたかに就いて、吾人は認識を新たにすることを必要と考へる。



外蒙古  
（北京）  
署員監督  
昭和十年六月二十三日、ホルステンゴール附近に於いて外蒙兵不法越境し、作業中の關東軍測量手及び露人  
つを彼の不法行爲を述べれば次の如きものがある。

- 2 昭和十三年十一月六日、ソクトヌムブル監視所所属の外蒙兵二名不法越境し樹木伐採中を逮捕した際、外蒙部隊から射撃を受けた。

3 昭和十三年十月四日、わが調査隊の一往二十四名ハルハ河外蒙國境の状況調査に赴き現地調査中、對岸外蒙側丘陵の外蒙騎兵五騎より射撃を受けた。

4 昭和十四年一月十二日、ノモンハン西南ドンゴルルオボに外蒙兵が越境して來てノモンハン分駐所員之を擊退した。

5 昭和十四年一月十七日、東新巴旗ドンゴルルオボに於いて旗民シヤクドル(女)は越境外蒙兵に裸體にされ暴行された。

6 昭和十四年一月十九日、東新巴旗ノモンハンに外蒙兵十五名越境して來て同地警察分所員と交戦退却した。

7 昭和十四年一月二十二日、東新巴旗ノモンハンに外蒙兵越境して來てわが分駐所員は之と交戦退却した。二十三日、二十四日にも同様の小戦劇を繰りかへしてゐる。二十五日にはノモンハン前方十糠の地點に輕機を有する外蒙兵七名越境しわが分駐所襲撃を企てた。

一月二十八日には輕機一を有する外蒙兵三名ノモンハン分駐所北方六糠の地點に越境射撃の後退却した。二十九日にも同様輕機二を有する外蒙兵七名ノモンハン前方二糠から進撃して來たがわが方の反撃によつて逃走した。三十日にはノモンハン分駐所西南約二〇糠(國境より満領内四糠の地點)に於いてわが國境巡察隊は外蒙監視兵十餘名と交戦之を擊退した。

昭和十四年二月二日、興安警備軍松本小隊はノモンハン西南方約二〇糠(満領)に於いて外蒙騎兵八名を發見驅逐した。二月八日滿軍巡察隊はノモンハン分駐所國境附近に於いて外蒙兵四〇名と遭遇交戦の後撃退した。二月十七日外蒙兵三名がノモンハン前方四糠の地點に現はれ、わが監視哨を射撃した後引揚げた。

昭和十四年三月十七日、ノモンハン西南方約七糠の地點に外蒙兵約四〇名越境して來てわが警察隊に撃退された。

以上のやうな外蒙側の不法行爲に對し、わが方としてはその都度抗議はしてゐるのであるが、再三再四不法行爲を繰りかへしつゝあつた。

### 三 ノモンハン事件の發端と經過

今次ノモンハン事件の發端も亦全く從來の不法行爲と同一の經緯によつて起つてゐる。即ち五月十一日頃、重火器を有する外蒙軍七八十名がハルハ河を渡つてノモンハン西南方バルシャガル附近に越境、滿洲國側の監視哨を襲撃したのに端を發する。在ノモンハン滿軍國境警備隊によつて撃退されたこの外蒙軍は十三日更に兵力を増強して再び襲來した。



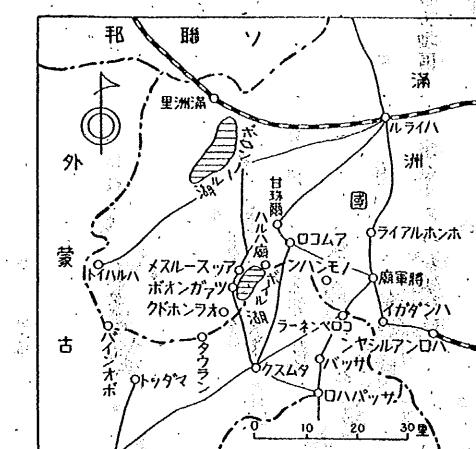
府政古蒙古外蒙國境監視部隊を残置して駐屯地に歸還した。

然るに撃擗された外蒙ソ軍は、その後更に兵力を増加して國境線を越えハルハ河に架橋すると共に、右岸地區(満領内)に陣地を構築し始め、飽くまで不法行爲を貫徹せんと企圖した。依つて軍は更に山縣部隊を派遣して之を撃擗せしめ

た。この部隊は敵を攻撃して五月二十八日頃ハルハ河の線に進出、敵を一掃して六月一日原駐地に歸還したのである。當時の外蒙ソ軍の參戰兵力は外蒙軍騎兵第六師團(砲十門内外よりなる)約一千、赤軍ブイコフ部隊(少くも自動車搭載歩兵一大隊及び戦車十数輌より成る約五百)及び在ウランバートル自動車化狙撃部隊の少くも一大隊合計二千であつた。

かく日滿軍の痛撃を受けた敵はその後六月半ば頃まで鳴をしづめてゐたが、實はこの間急速にソ聯本國より續々と飛行隊機械化部隊をタムスク方面に送りつゝあつたのである。六月十五

目前後頃より又再びハルハ河合流點附近より越境し陣地を構築し、その一部隊は進んで満領内深く侵入し將軍廟のわが守備隊に來襲し、一方爆撃機を以つてハロンアルシャン等後方地區まで爆撃するの暴舉を敢へてした。



國境戦の戦果

一、二十七日以後ノモンハン附近戦場は依然平靜なり  
二、本日迄に判明せる戦果左の如し  
確實に擣墜せる飛行機數七百十五、破壊炎上せしめたる  
戦車、装甲自動車、自動貨車五百廿、撲滅したる砲兵七  
中隊、大なる損害を與へたる砲兵十二中隊、敵の遺棄  
したる死體三千を下らず、投降者並に俘虜九十、鹵獲  
品戦車、装甲車、自動貨車、火砲、機關銃、小銃、電  
話器、各種彈薬、地圖、書類等多數にして目下蒐集整  
理中

歩兵一部隊偵察に向つたところ、之と衝突交戦、敵の遺棄屍體八、わが方負傷者六名を出した。  
六月三日夕、ソ聯飛行機二機が琿春方面の長嶺子東北四糠にある小馬鞍山に飛來爆弾五箇を投下し、六月十二日にはソ聯二機ガリヨンカ方面から三糠口南方上空に越境飛來宣傳文を撒布した。  
之を要するに、一般に平靜で特に異狀は認めないが、外蒙後方ウラル、ザバイカル方面に於いては軍事輸送が  
輻輳しるる模様である。

日記の一部

を改めずハルハ對岸草上に優勢な各種砲兵陣を展開し、戰車及び歩兵部隊を逐次増加して再度越境の機を窺ひ、富拉爾基附近に飛來爆彈八箇を投下するの不法を敢へてした。しかし執拗な小規模の反撃を企圖したがその都度我が方に撃退された。七月十六日午前三時半外蒙ソ聯機は來をしつゝある。

偶二十三日早朝敵は戦車約百臺歩兵約二千を以つて稍大規模に越境攻撃して來た。これに對しわが軍は、二十三日午前七時砲兵及び飛行隊を以つて對岸砲兵陣地に猛烈な攻撃を加へ、越境部隊の後據をなすハルハ河對岸の敵砲兵を潰滅すると共にわが地上部隊は越境部隊に對し一齊に攻撃を開始した。わが新銃砲兵の射撃はハルハ河附近戰場の天地を震撼せしめ、忽ちにして對岸敵砲兵を制壓した。わが總攻撃に辟易せる敵は早くも動搖一方、ソ聯本國より續々空輸せられた敵機は、その後の空中戦に於いて次々に撃墜せられ事變勃發以來七月二十五日迄に約七百機を失つた。情報によれば増加後の外蒙ソ聯軍の兵力は歩兵部隊少くも一ヶ師團及び機械化部隊五、六ヶ旅團と稱せられ、飛行部隊はザベイカル軍管區は固よりシベリア、ウラル軍管區その他より補充せられたS.B、T.B重爆彈機を始めとしてイ十五、イ十六型の戰闘機が參加してその數今尚ほ一二三百機に上つてゐる模様である。

軍は彼の挑戦が愈々本格的となつたので再びこれを撃擣するに決し、七月一日夜半より行動を開始し七月二日夕敵陣地前に攻撃準備を整へ敵を力攻すること十日間、十一日これを國境線外に撃擣した。當時敵の參加兵力は外蒙東部兵團の大部、サバイカル、シベリア、ウラル、沿ウオルガ等の各軍管區より抽出派遣した總兵力約一萬と



## 事變下の我が聯合艦隊

海軍省海軍軍事普及部

去る七月二十一日、大元帥陛下に於かせられては、事變下の國務外<sup>事</sup>の外<sup>事</sup>御多端なる折から、畏くも炎熱の洋上遂がに御艦を進みさせられ、親しく聯合艦隊の諸訓練作業を觀はせ給うた。

この日聯合艦隊將兵は、太平洋上に金色燃<sup>ゆ</sup>る天皇旗を仰ぎ奉つて士氣よく揚り、水上諸部隊を初めとし、潜水艦部隊、艦隊航空部隊の戰闘作業を實施して、立體的近代戦に於ける實戦そのまゝの状況を天覽に供し奉るの光榮に浴し、無限の感銘に打たれた次第である。

かくて我が聯合艦隊將兵一同、この光榮と有難き大御心を深く於に銘じ、又現下皇國未嘗有の重

大なる所以を切に自覺し、一層奮勵努力、一意聖旨を奉戴して練武に精進し、更に大いに實力の精練を期し、以つて護國の大任を率<sup>すす</sup>めし、大御心に應へ奉らんことを誓つた次第である。

そこでこの機會に、我が聯合艦隊について、述べてみることとする。

そもそも我が聯合艦隊は帝國海軍の精銳であり、我が海軍兵力の根幹である。だから、全海軍の機能は之を擧げて、艦隊の戦闘力の最大發揮に向つて集中されてゐるのである。

云ふまでもなく、艦隊は常<sup>じつ</sup>在<sup>し</sup>不<sup>断</sup>、海上國防の第一

線に立つて、國軍の重大使命を遂行しつゝあるものであつて、平時であつても戦時であつても常に其の戦闘力を完璧<sup>かんぺき</sup>を維持し、實力の満を持して放つべき時節の到来を待つてゐるわけで、いはゆる有事即應の姿勢を保つてゐる。だから、聯合艦隊の將兵は、常に戦場にある心構へで日夜練武に精進しつゝあるわけである。

今次事變以來、帝國海軍が執り來つた、そして現に執りつゝある作戦行動に就いては、既にしばく詳説した通りであるが、海、陸、空にあり複雜多岐、多種多様な作戦行動に從事してゐる海軍の諸部隊は、主として支那方面艦隊に屬するものであつて、我が聯合艦隊はこの支那方面艦隊背後の一大威力として、第三國に對し更に大なる作戦に備へてゐるのである。尤も今次事變の當初に於いては、聯合艦隊は支那方面艦隊に協力し、作戦目的達成に大なる役割をなしたのである。

即ち、今次事變勃發するや、我が聯合艦隊の威力は、能く西太平洋の海と空とを制壓し、その一部は陸軍部隊の輸送掩護に任じ、外征の我が陸軍部隊をして、安んじ

て海を越えて大陸に進出せしめた。月餘の後戦火が上海に飛ぶや、機を失はず行動を開始し、艦隊の一部は直接我が増援陸戦隊並びに陸軍部隊を上海方面に輸送し、又一部は支那沿岸航行遮斷にも從事し、或ひは艦隊自ら支那沿岸に進出したこともあり、又その有力な艦隊航空部隊を以つて直接支那方面艦隊の作戦に協力したこともある。

しかしながら、我が聯合艦隊は概ね對支作戦支援の姿勢を保ちながら、主として近海に在つて猛訓練を實施しつゝ今日に及んでゐるのである。即ち支那を對手の作戦に於いては、聯合艦隊はその威力の片鱗<sup>へんりん</sup>を示したに過ぎないでの、餘裕綽々たるものがあることを知らねばならぬ。

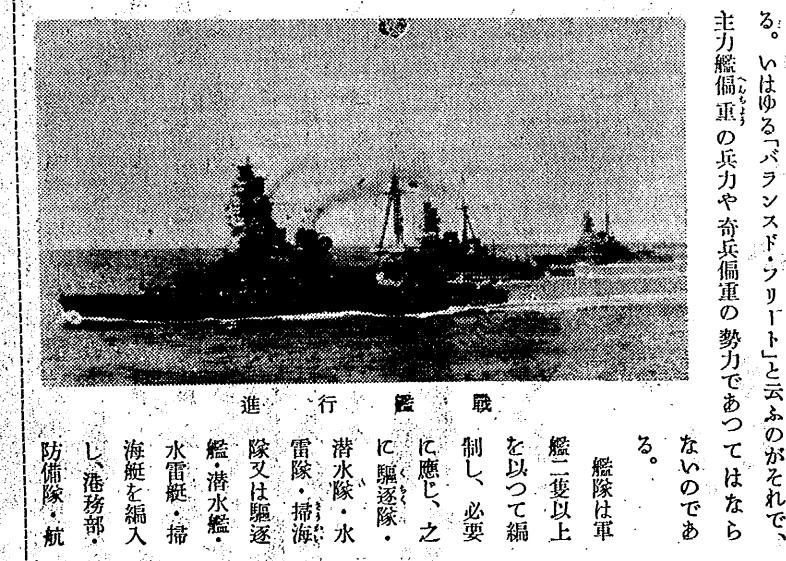
今次事變以來、援蒋第三國の無用の干渉を完封し、帝國外交をして毅然として正義の主張を貫徹せしめたものが、彼の満洲事變當時と同様、帝國海軍力の儀たる存在並びにその優し難き實力であることを、われへはこの際銘記しなければならない。

今や事變は第三年に入つて、事變處理に關する外交戰はこれから漸く<sup>だきゆき</sup>酣<sup>たまご</sup>にならうとし、加ふるに國際情勢は更に新たなる危機を孕<sup>うぶ</sup>まんとする氣配さへ看取<sup>かんとり</sup>される時、我が聯合艦隊の任務は更に一段の重要性を増したものといふべきである。

る。いはゆる「バランスド・ブリード」と云ふのがそれで、主力艦偏重の兵力や奇兵偏重の勢力であつてはならないのである。

う。  
次に艦隊の編制といふことに就いて少し説明してみよう。  
海軍の艦船は其の任務に應じて、それゝ特殊の性能を有する所と附與せられ、各種艦艇に區分せられてゐるが、これ等は一艦一艇は、いはゆる海軍兵力の最小の戦闘単位で、これら等を一指揮の下に併合統制することを艦隊の編制といふのである。  
そもそも艦隊編制の目的は、各艦種を一絲亂れざる統一的の下に統合し、各の特性を十分に發揮させ、全隊としての能力を作戦の要求に適合せしめ、而かも均衡のとれたものとして其の戦闘力を最高度に發揮せしめるにある。

る。いはゆる「バランスド・ブリード」と云ふのがそれで、主力艦偏重の兵力や奇兵偏重の勢力であつてはならないのである。



12

つ、あらゆる困苦缺乏を忍んで、日夜戦闘力の全能發揮に努力専念しつゝあるのである。

これが艦隊の本務没頭の猛訓練といふもので、一度出動すれば一週を月月火水木金金といふやうに文字通りの猛訓練には事實日曜もなければ祭日もない。艦隊乗員の日曜日は、たまに休養、補給その他の要務のため港に入つた時だけである。新聞や雑誌なども、その時一擧にまとめて読むといふのが實情で、その猛訓練ぶりには涙ぐましくもまた、たのしいものがある。

隊を以つて編制する。但し主として航空母艦水上機母艦、驅逐隊、潜水隊等を以つて編制するときは、之を航空艦隊、水雷戦隊、潜水戦隊等と呼ぶ。  
又戦隊には必要に応じ水雷隊又は掃海隊を編入する。  
聯合艦隊は艦隊二個以上を以つて編制し、必要に応じ之に艦船部隊を編入又は附屬する。  
戦隊には司令官があり、艦隊には司令長官があることは周知の通りである。  
かくて聯合艦隊は、一人の指揮官(聯合艦隊司令長官)の下に多數の艦艇、飛行機などが、全軍の有機的機能を極度に發揮しなければならないのであって、一兵の精否も能く戦闘の勝敗を左右するものであることはいふまでもない。

それ故にこそ、艦隊の全乗員は海防の最前線に立つことの光榮と責務を自覺し、一意堅旨を奉戴して練武に精



## 何が「軍用資源秘密」か

### — 軍用資源秘密保護法早わかり (上) —

戦争の遂行に祕密の重要なこと、スペイの恐るべきことはいふまでもないが、戦争が國家總力戦となつて來ると、軍機の祕密は勿論、國家總動員に關する事柄まで一切外國に知らせてはならなくなつて來るのである。「軍用資源秘密保護法」は六月二十六日から施行されたが、これは國家總動員上の祕密のうちの軍用資源の祕密を外國に知らすまいとするものである。祕密を外國に漏らさぬためには、「何が軍用資源秘密であるか」といふことを國民に知らせ、その祕密を外國へ漏らさないやうにしなくてはならない。そこで軍用資源秘密保護法では先づ陸海軍大臣が「何が軍用資源秘密であるか」を指定し、「祕密」となつたことがらを表す圖書その他のものには一定のしるしをつけ、隠さなくてはならない建物その他他の設備には一定の制札を立て、何人にも「これは祕密であるから外國へ漏らしてはならない」といふことをはつきりさせることになつてゐる。

軍用資源秘密保護法については「週報」第一三四號(金月十日號)に述べたが、こゝでは、「一體何が軍用資源秘密に指定されるか」「何が軍用資源秘密であるか」といふことについて、なるべく分り易く述べることとする。

### 何が軍用資源秘密に指定されるか

#### 指定された軍用資源秘密

何を軍用資源秘密と指定するかといふことは軍用資源祕密保護法の第二條に十五項目に亘つて列挙してある。

この十五項目の中から必要に應じて陸軍大臣又は海軍大臣が(官廳の管理に屬するものについては主務大臣が)省令で軍用資源秘密を指定するのである。この省令は官報にも公示されるが、「何々を軍用資源秘密とする」と公示するところつて祕密を知らず結果になる場合には、その管理者に書面で通知するだけで公示はしないことになつてゐる。

その十五項目といふのは次の通りであるが、すべて軍用となるのは現在軍用に供してゐる場合は勿論のこと、現在は軍用に供してゐなくとも將來一定の時期に軍用に供する豫定となつてゐるものまで含んでゐるのである。

全國又は一地方の軍用重要物資の生産額、生産能力、個の工場等の生産額、生産能力は「祕密」にはならない。

#### 國

アルミニウム、マグネシウム、ニッケル、フェロニッケル、水銀、ダングステン、モリブデン、モリブデン酸、フェロモリブデン

#### 生産額

等れこ

「全國」には關東州、南洋群島も含まれる。  
必著

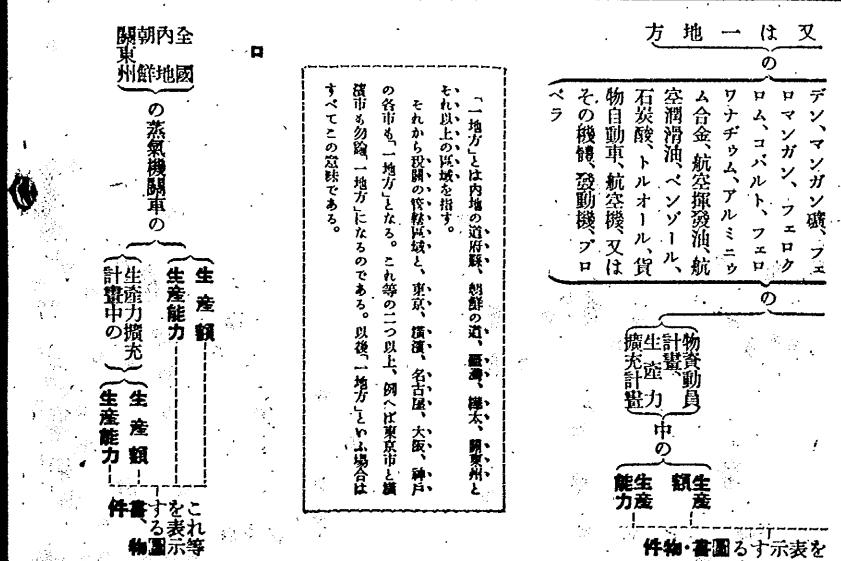
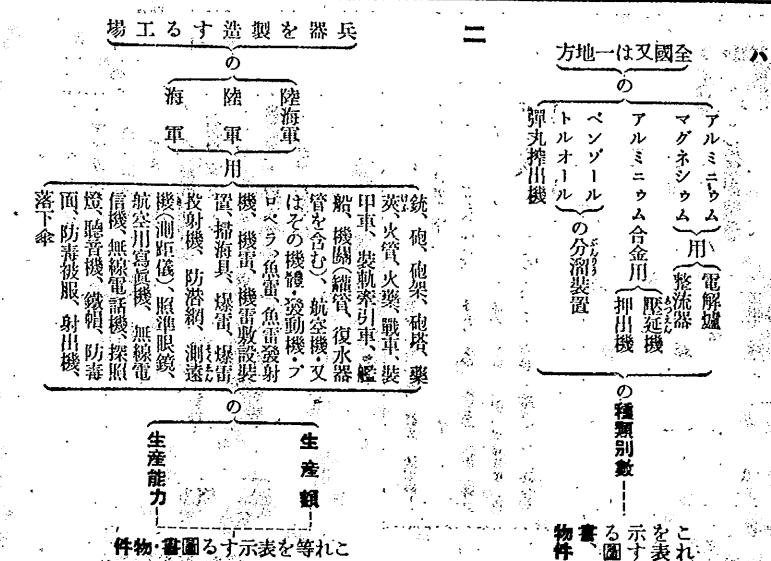
定の資料となる生産設備の種類別の数も「祕密」となる。例へば「京濱地方には年産〇〇臺以上の貨物自動車工場が幾つ、それ以下の工場が幾つある」といふやうなことが祕密となる。種類別數といふ言葉のなかにはまた、生産能力を判定し得る比率といふ意味も含まれてゐる。前の一例でいふと「この工場のうち何パーセントは〇〇臺の生産能力を持つてゐる」といふやうなことも「祕密」となるのである。以下設備の種類別數といふときには必ずこの比率のことも含んでゐるのである。生産能力の祕匿が主であるから、物資動員計畫、生産力擴充計畫など政府の決定した生産計畫も「祕密」にしなくてはならないことは當然である。

二  
產額、生產能力

等の圖書物件も勿論「秘密」に指定される。  
**二**  
兵器工場の兵器の生産額、生産能力  
兵器の生産能力は重大な秘密であるから、一工場の生産額、

生産能力(秘密)となるのである。また工場では、例へば「あの工場には彈丸撃出機が何臺ある」といへば、その工場の彈丸の製造能力が直ぐわかるから、生産力判定の資料となるやうな重要な設備の種類別の數も「秘密」に指定できる。また機械の數は分らなくても、その機械に働いてゐる従業員の數が分れば、大體の生産能力は見當がつくから、その設備に働く従業員の總數(全従業員の何パーセントがその仕事をやつてゐる)と言つても、その機械の従業者の總數がわかるから、何パーセントといふ比率も總數といふ言葉の意味のなかに含まれる。以下これと同じ。)と、その従業者の種類別の數も「秘密」になる。

兵器工場以外の工場の重要車用物資の生産能力は、物資は個々の工場の生産能力まで祕密にしなくてはならぬ。これは兵器工場と全く同様に取扱はれるのである。







する氣象に關する重要な事項と圖書物件が「祕密」となるのである。

#### 五十 特に祕密の措置を要する設備

以上のうち二號から五號、九號から十二號までの設備、簡単にいへば兵器工場、重要軍用物資の製造工場、貯蔵設備、鐵道、飛行場、船舶の特殊設備、通信設備等の中には生产能力や貯蔵能力等だけでなく、設備そのもの被覆しなくてはならないものがある。そこで特に祕密の措置を要するこれ等の設備はその設備自體と、その機構、性能、それからこれ等を表はす圖書物件を「祕密」と指定することが出来るのである。

第十三號中の試験研究に関する設備も同様に取扱はれる。

☆ ☆

以上が軍用資源祕密保護法によつて「軍用資源祕密」と指定し得るもの全部であつて、この中から必要に應じて陸軍大臣又は海軍大臣(官廳の管理に屬するものにしては主務大臣)が「軍用資源祕密」を指定するのである。

現に「通信」に關しては逓信省、「鐵道」に關しては鐵道省、「氣象」に關しては文部省の省令などが近く發せられることになつてゐるのである。

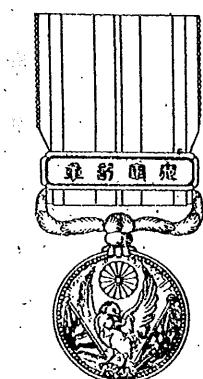
「何が軍用資源祕密であるか」は以上で明らかである。「軍用資源祕密」に指定された圖書、物件には「軍用資源祕密」であることを明らかにする標記をつけなくてはならない。下段に述べた「軍用資源祕密」に屬する圖書や物件の保管者は直ちにこの標記をつけなくてはならないのである。標記とは、圖書の表紙に「軍資祕」と書き、本の一部に「祕密」が記載されるときはその頁に機械、模型等の物件には「軍資祕」と書き表紙に「軍資祕」と書き、表紙に「軍資祕」と書くのである。

この標記についての詳しいことと「軍用資源祕密」は何に護らねばならぬかについては次號に述べる。

#### 支那事變從軍記章の御制定

—今次事變記念の表章として—

賞勳局



東亞戰役既に三年、蘆溝橋事件に端を發し、以來北支、中支、南支と陸海空各戦線は世界戦史に空前の戦果を輝かせ興進の大業の礎石は築かれたが、今次事變の重大性に鑑み、聖戰に従軍して歎々の武勲をたてた陸海軍將兵をはじめ軍屬その他一般軍務關係者に對する榮ある「支那事變從軍記章」の御制定は、畏きあたりの御裁可を仰ぎ、さきに樞密院の御諮詢を經て、七月二十七日勅令第四九六號「支那事變從軍記章」並びに閣令第十一號



## ドイツの青年宿泊



命をもつてゐる。

この青年宿泊所がヒトラー・ユーゲントの手で經營されるやうになつたのは、一九三三年四月からのことであるが、その起源は遠く中世紀に發してゐる。ドイツ人は元來が廻遊好きの國民で、中世紀頃騎士とか修業學生、徒弟などは諸國遍歴を一つの修業と心得盛んに旅にでたものである。修業學生などは就業する教師が他郷に轉じたりすると、百里の道も遠しとせざるを慕つて遍歴にでかけたものだつた。ところが中には途中で志が挫けて不良になつたり、腹がへるまゝに、農家の家畜を殺したりする者がでたので、ヒトラー・ユーゲントの代表的青年宿泊所の建設はヒトラー・ユーゲントの統監から財團法人原田種養會におくられてきた。青年宿泊所の建設はヒトラー・ユーゲントが最も力ひ出の深いベルリン郊外テイエフエンゼーにあるヒトラー・ユーゲントの代表的青年宿泊所の模型が、我が學生生徒の夏季鍛錬を激励するかのやうに、このほど下

者も相當現はれたのである。わが國にも「可愛いよには旅」の言葉があるが、ドイツでは中世紀頃から遍歴は立派な一つの教育手段と考へられ、旅行者が非常な數になつた。従つて農村に簡素な宿泊所が自然できるやうになつた。ところが十九世紀になると、時この洞窟然が下火になつたが、ボヘミア・ホーランブルベのグイド・ロッターが一八八四年学生生徒宿泊所をつくつたことが刺戟となり、今日の宿泊所の前身となるや、本格的な宿泊所が次第に生れるやうになつた。

その後結成されたワーグナーフォーゲル（渡り鳥連隊）も自身の宿泊所をもつなり、宿泊所の數は急にふえてきた。ところが折角創造に乘らうとした矢先、歐洲大戦の勃發で、一時中だるみの状態になつてしまつた。しかし戰後國民體位向上の波にのつてヒルヘルツハに全國青年宿泊所聯盟が創立されるに至つて、以

前にもました勢ひで普及するやうになつたが、一九三三年四月、ヒトラー・ユーゲントの手に移り、ドイツ國再建運動の重要機關として計畫的に統一されるやうになつた。宿泊所に於ける鍛錬育成的な氣分は一掃され、あくまで嚴肅な心身鍛錬場であり、ドイツの祖國愛、郷土愛を青少年の胸底に培養する温床に一變した。翌三十四年にはハンブルク港工場協会から一隻の古船が寄贈され、大工場の櫛比するハンブルク港のまん中に名も新しい海の宿泊所が生れるやうになつた。かくて青年宿泊所は短期間に急激な發達を見せ、ベルゼスガーデンのヒトラー青年宿泊所などは一千室のベッドを増設したといはれてゐる。

これ等の青年宿泊所には、ヒトラー・ユーゲントや學校生徒の場合、「一日二十ペニヒ（一ペニヒ邦貨約一錢四厘）の廉價で泊れ、その他の青少年は三十ペニヒとなつてゐる。大人も空室の

ある場合は利用できるやうになつてゐる  
が、宿泊料は青少年と殆んど違はず安さ  
である。

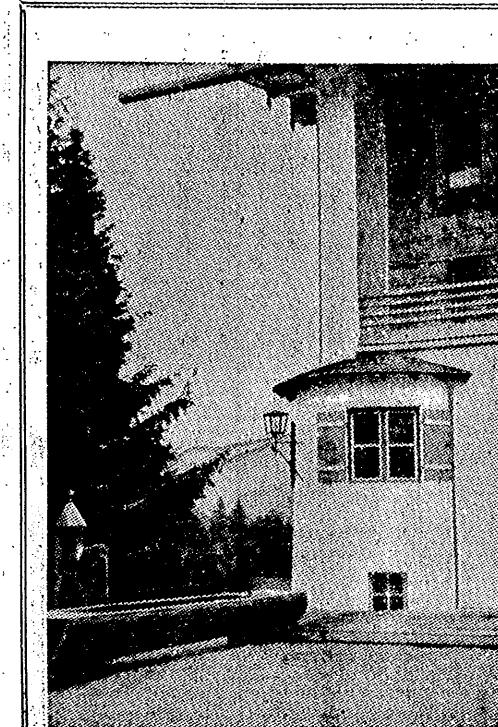
青年宿泊所は、一年を通じての宿泊者の  
の多少によつて三五分され、五千人から  
六千人の宿泊者があるものはAクラス、  
六千人以上一萬八千人あるものをBクラス、  
ス、一萬八千人以上を収容してゐるもの  
をCクラスとしてゐる。宿泊所の世話に  
は夫婦者を備つてゐるが、子供がある場  
合など居室を調理場や事務所から遠い所  
におくと、細君の注意が子供の面倒の大  
めに散漫になり、そのため細君以外の人  
手が要ることになると調理は勿論、賄費  
などにも非常な影響を蒙るといふやうな  
所まで考慮にいれて、世話人夫婦の居室  
と調理室、事務室を一緒に設けてゐる點  
などを敬服の外はない。その他板張りは、  
ふつら壁よりも費用がかゝるが、部屋に  
親しみを與へいつも清潔に保つことがで

き、その上長持ちがきくから、一時は高  
くても結果から見れば安上りだといふ見  
地から、宿泊所の壁は板張りを原則とし  
てゐるなどあくまでドイツ式である。  
今日宿泊所の建築様式をアメリカ風から  
ドイツの傳統的精神のこもつた建築に下  
シドン改められてゐる一事も見逃すこと  
はできない。

宿泊所の世話人は決して單なる世話人  
ではなくドイツの青年宿泊所事業の盛衰を  
決する位の心構へで働くが、宿泊所を  
経済的に上手に處理していくばかりでなく  
自分の仕事を一つの教育事業と考へ、  
土地の風俗習慣等に關しても一應の知



28



面倒の所泊宿年青ーラトヒ・フルドア

職をもたねばならないことになつてゐ  
る。世話人の仕事は全く忙しい。ヒト  
ラー・ユーゲントの講習會に、學生生徒の  
野營に、政治講習會に全く寸暇もない有  
機だ。

しかも居室や寢室は後からやつてくる  
青少年のためには絶えず整頓しておか  
れて掃除箇端に屬むことが義務とされてゐ

ねばならない。これでは如何に有能な世  
話人でも到底手が廻りきれない。そこで、  
こゝに泊る青少年は人手を借りず自分の  
事は自分でやるやう嚴重に言ひ渡され、  
しかも驚くほど秩序正しく守られてゐ  
る。當番の者は世話人の良き助手となつ  
て掃除箇端に屬むことが義務とされてゐ  
る。

この宿泊所で彼等青少年が暮す時間  
は數時間乃至數日間に過ぎないが、ドイ  
ツ各地方の青少年が一緒になり、北ドイ  
ツ人は南ドイツ人を、東ドイツ人は西  
イツ人を知るやうになるので、居ながらに  
して血を同じくするゲルマン民族の交際  
が行はれるわけで、くだらぬ先入観や偏  
見は忽ち一掃され、ヒトラー總統の念願  
する獨逸民族の融合一體はきはめて自然  
の中に達せられ、かくしてドイツ青少年  
のうちに達せられ、かくしてドイツ青少年  
宿泊事業は眞に國民的事業になり、ヒト  
ラー・ユーゲントの生活からも切り離す  
ことのできない存在となつてゐるのであ

29

## 南支沿岸封鎖の強化

海軍省海軍軍事普及部

帝國海軍は昭和十二年八月二十五日、長谷川第三艦隊司令長官の名を以つて第一次航行遮断の宣言を發表してから、數次にわたり遮断區域の擴張を宣言實施したが、  
今や北は滿洲國との境界である山海關から、南は海南島をめぐり佛領印度支那との境にいたるまで、實に二千八百五十餘浬の全支海岸の封鎖に任じつゝ、或ひは黃海の  
湖水に浮び、或ひは季節風吹き狂ふ南支の波濤に酷暑と  
闘ひつゝ、海上の哨戒に、支那船舶の臨檢拿捕に、蔣政  
權の物資補給の道を斷たんとする努力は、事變目的遂行のため見える大きな效果を齎してゐるのである。

金支沿岸にわたるこの廣大な區域を監視警戒すること  
は容易ならざる事業である。その行動は有力な敵艦隊と  
は交戦するやうな華々しいものではなく、日夜大自然の暴威と闘ひつゝ、我が方の目をかすめて敵に軍需品や物資を供給してゐる支那船舶並びに第三國船に偽裝された船を嚴重に監視するもので、その作業が極めて地味な役割であるからして、幸勞のみ多くて而かも世人はともすればその偉大なる功績を忘れ勝ちなのであるが、我が海軍の將士は世の關心をよそに黙々として任務遂行に苦闘をつづけ、縁の下の力持ちに等しい涙ぐましい雄々しい勞苦と努力が積まれ來たつたのである。

ぼそいの偉大なる功績を忘れ勝ちなのであるが、我が海軍の將士は世の關心をよそに黙々として任務遂行に苦闘をつづけ、縁の下の力持ちに等しい涙ぐましい雄々しい労苦と努力が積まれ來たつたのである。

30

るが、事變勃發以來我が海陸軍の作戰の進捗につれて主要海港は殆んど我が手に歸した。即ち、北より南に列記すれば塘沽、芝罘、威海衛、青島、連雲港、海州、上海、廈門、廣東、海口及び榆林(海南島等の重要海港であつて、これらは最早援蔣ルートとしての機能を完全に失つたのであるが、尙ほ南支に残された幾つかの開港のみは貿易の舞臺として第三國船が跳梁し種々の形で援蔣物資が奥地へと流れ込んでゐたのである。

そこで、我が海軍は南支に残された援蔣ルートの開港に着眼し新作戦を計畫し、去る六月二十一日汕頭攻略(週報第一四一號第一四二號載)に端を發し、我が封鎖部隊は、更に艦艇及び航空部隊の援護下に、二十三日早朝には舟山島の南部に敵前上陸を敢行、同日夕刻には要衝たる定海を完全に占領し、尙ほ一部隊は岱山島をも占領するにいたつた。舟山島は金塘、岱山等をはじめ大小幾多の島嶼と共に舟山列島を形成し、揚子江及び杭州灣を抑へる地位にあり、遙か大陸に鎮海や浙江省第一の貿易港たる寧波に望んでゐる。

七月十二日、新聞港場泉州や銅山及び詔安(福建省)の閉塞作戦を施行することとなり、第三國艦船避退方を及川支那方面艦隊司令長官の名を以つて三浦總領事を通じ各國外交關係、海關側に對し通告を發し、十五日午前八時(日本時間)より軍事行動を開始するに至つた。

我が海軍は更に一段と封鎖を強化するため、香港、油

31

州斷絶を強化するため興化（福建）を十九日午前八時を期し同様封鎖することになり、十六日關係各國に對し聲明した。

更に十八日三都埠・羅源・沙埕（福建）の閉塞を聲明し、その旨を關係第三國に通告し、三都埠・羅源に對しては二十一日前八時より、沙埕に對しては二十二日午後二時より軍事行動を開始するに至つたのである。尙ほ二十六日廣東香港領事宛て我が軍は來る二十八日より二週間すべての外國船舶に對し珠江を封鎖する旨通告を發した。

かくて全支海岸の重要な開港は勿論河川に至る迄、悉く皇軍の制壓に歸し航行遮断の作戦は效に沿岸の港口封鎖敢行へと積極的に飛躍したのであるが、今日まで隠忍を重ねた我が海軍がかかる强硬なる歴史的作戦に出る裏には、第三國と通商上の摩擦を十分に覺悟して立上つた舉國一致の確固たる決意が用意されており、それがために第三國の援助に織る支那側の抗戦力には致命的の打撃を與へるもので、こゝに今回作戦の意義と重要性が存するのである。



沿岸封鎖

（曾て公然と平時封鎖を行つて來たのである。）

交通遮断の意義は「相手國公私船舶の交通を遮断」する事であつて、即ち、その艦隊司令長官の指揮下に在る海軍の實力を以つて、支那公私船舶の航行を差止めることなのである。そしてその目的は支那船舶の交通を遮断して國民政府をして軍需品その他の補給難に陥らせ、没落を早め事態を速かに安定せしめるがためである。交通遮断は以上の如き意義と目的を有してゐるので、その意義目的は沿岸封鎖と同一であるが、今事變の目的が東洋永遠の平和の爲めに國民政府並びに抗日軍を潰滅し、以つて新東亞の再建を期するにあつて、支那良民を敵とするものでなく宣戰布告も行はれてゐない故に交通遮断と稱してゐるのである。

換言すれば、戰争に非ずして、事變なる理由のもとに「封鎖」と言ふ語は正式に使用せず「支那船舶交通遮断」、或ひは「平時封鎖」と稱してゐるわけであつて、國際公法上にも承認されてゐるのみならず、歴史の示す所によれば我が海軍の交通遮断を非難してゐる國々でさ

べよう。凡そ今日の國家は、平時に於いても、外國から國を鎖して獨立生存・發展を遂げることは出来ないのである。そして海は世界の交通路であり、海港は世界への門戸であり、この門戸を閉塞されることは國家にとつて一大打撃であることはいふ迄もないことである。況んや

工業國でない抗日支那が、たどり開戦前に相當の兵器彈薬軍需品のストックを持つてゐたにせよ、抗日戦を續け、又長期抗戦の主張を企圖するからには、どうしても第三國からの軍需品との他の輸入を絶対必要とする事は當然であつて、それは蘭州方面よりするソ聯のいはゆる西北ルートもあれば、ビルマ雲南ルートもあり、その他陸路或ひは空路によることも可能であるが、支那は地形上何といつても海路に依るのが輸送能力やその他の點に於いて簡便且つ捷徑であることは明らかなのである。

然るに事變勃發以來第三國船舶の支那沿岸各地に出入港した隻數は我が封鎖部隊の調査統計によつても明瞭であるが、香港及び廣東は勿論、その他主要海港たる溫州、福州、廈門、油頭、海口等に於いても英國が斷然他の第三國を壓し事變以來一貫して第一位を占めてゐる現象は注目すべき點である。わけても香港は現在もさうである。

皇事が廣東を攻略した以後に於いても、廣九線と粵漢線の使用不可能とはなつたが、香港は依然として援蔣

ルートの元締をつとめてゐるのであつて、こゝに集積した物資を積み替へて更に佛印の海防や油頭その他に向けて發送したり、或ひは多數の小汽船・ジャンク等に積込んで沿岸各地に於いて密輸をしてゐる状況であつた。

尙ほ油頭は、青島・上海・廣東の大商港が陥落後は蔣政権の對外重要輸血路たる唯一の残された港として、俄然その重要性が倍加せられて居つたのであつて、最近援蔣第三國船舶の輻輳が著しく目立つやうになり、分けても英國怡和洋行の船舶出入が最も活潑になつてゐたのである。

ある。そして油頭の對外貿易額は廣東攻略後三ヶ月間に於いてすら、蔣政権下に在る全海港輸出入額の三八%を示し断然他港を壓して第一位を占めてゐたが、尙ほこの三八%は南昌陥落以前の数字であつて、皇軍の南昌攻略に依つて浙贛線が遮断された以後、油頭の價値が俄然向上して援蔣唯一の輸血路となつたのである。

尙ほ更に注目すべきは、油頭の老人なる輸出超過の事實である。この事は蔣政権の抗戦繼續に必要な外貨獲得に重要な地位を占めてゐた事を意味するのであつて、而

かもの輸出品の主要なものが、現代重工業に缺く可からざるタングステンであり次に桐油であることは重大な意義が見出されるのである。即ち江西省南境地域に産出するタンクステンは油頭を通じて輸出するのが最も便利であつたのである。またこの地方は鹽の產地で、江南・湖南方面の奥地への鹽は油頭を経て搬入されるので、油頭の陥落は又重工業用にも及ぼす影響が少くないのである。

尙ほ油頭地方は廈門・泉州・廣東並びに海南島と共に南洋華僑の主要なる出身地でありその數二百四十萬に上り、そして彼等からの送金は油頭と潮州だけでも年一億元以上に達してゐる。華僑全體の送金は通常年二億乃至三億元と見積られ、支那の國際貿易に寄與すること頗る甚大で、廣東財閥は華僑によつて維持せられ、浙江財閥も亦彼等と不可分の關係にあるのである。今事變に於いては、蔣は有力なるデマ宣傳員を遠く海外に派遣して、彼等華僑の粒々辛苦の金を絞り上げてをつたのである。從つて海外華僑は、蔣政権の抗戦力維持に缺く可か



## 日英東京會談とその反響

外務省情報部

て第一次の會談を終つたのであつた。

第二次會談は第一日の申合せによつて十七日に開かれる。天津租界問題に關する日英東京會談は、全世界注視のうちに、七月十五日、我が有田外務大臣とクレーギー駐日大使との會談を以つて開かれた。

會談の第一日は、當日發表されたコミュニケにあるやうに、十五日の午前九時から外務大臣官邸に於いて三時間餘に亘つて、現下の事態の背景をなす一般問題について討議され、さながら行はれ、次回の會談を十七日に續行することを申合はせられた。

を申合はせたのであつた。

て右政策を確認すべし。』

かくて二十一日午前十一時から開かれた第三次會談は好調を見せ、ゴンミュニケの如く、成立に向つて進捗を見るに至つた。よつて、第四次會談は引續き二十二日の深更に及んで行はれ、遂に意見の「致を見るに至り、右に關する聲明は二十四日、東京及びロンドンに於いて同時に發表されることとなつた。

二十四日發表されたところの聲明は左の如きものである。

『英國政府は大規模の戰闘行為進行中なる支那に於ける現實の事態を完全に承認し、又かゝる狀態が存續する限り支那に於ける日本軍が自己の安全を確保し且つその勢力下に在る地域に於ける治安を維持するため特別の要求を有すること、並びに日本軍を害し又はその敵を利するが如き一切の行為及び原因を排除するの要あることを認識す。英國政府は日本軍に於いて前記目的を達成するに當り、之が妨碍となるべき何等の行為又は措置を是認するの意を有せず、この機會に於いてかゝる行為及び措置を控制すべき旨在支那英國官憲及び英國國民に明示し、いつつた』として事態の擴大を憂慮する色を見せ、『事件を小

さぐることが結局萬人の利益である。日本の意思を明らかに知りまた歐洲にこれと相關的に起るべき事態を静観する必要がある』として、問題の局地的解決を要望するの態度を仄めかしたが、恰も現地並びに日本に於ける反英運動の擡頭によつて、問題の解決を焦慮する傾向が濃厚となつて來た。

かくて東京會談が開始されるや、一面には安堵の色を現はすと共に、この際日本と妥協することを以つて、恰も日本から外交政策の變更を強制されるのであるかの如き印象が、相當輿論を刺戟した模様であつたが、會談の進行するに従ひ、我が方の要求の内容も明白となるに及んで、英國の威信を損することなくして妥協に達し得るものとの確信を得て、稍々樂觀的な論調を示すに至つた。

二十四日の一般問題に關する意見の一一致が發表されるや、これを以つて英國政府は對支政策を變更したものでないとの解釋を傳へるものがあり、また、對日强硬派及び反對派は日本に對する讓歩であるとしてゐる。

然し一般の輿論は日本との妥協を已むを得ずと認めて居

り、『日本の支那に於ける政治的地位を認めんとして居ることは政治的聰明の第一歩である』と直言して居るものもあり、言論界の耆宿サイド・ボーサム氏の如きも、『英國は對支政策に於いて嚴正中立を守り、その關心は通商貿易に局限されなければならぬ』と論じてゐる。

### 三

フランスは大體に於いて英國に追随してゐるやうに見られて居り、租界の封鎖に對しては事件は英國租界の關係ではあるが英國と共同利害關係に立つ以上、英國の政策を全的に支持しなければならぬといふ態度を表はし、而かも新秩序の下に租界制度の撤廃を目指してゐる』とか『西歐諸國に對する攻撃のエピソードの一つに過ぎない』とし、或ひは『治外法權は何れにせよ消滅すべき運命にある』等稍悲觀的な見方が多く、從つて一般に中立的靜観の態度に傾いた。

東京會談が開かれて日本の大張が明らかとなるや、共産黨の機關紙を除いて各新聞共に會談の進捗を歓迎し、英國が日本との妥協によつてその勢力を東亞の方に割く必要

が無くなるのを喜ぶ色を見せたが、いよいよ二十四日、一般問題に關する意見の一一致が傳へられるや、英國は東亞に於いて日本に讓歩することによつて歐洲に於ける自國の地位を強化し得たと日本との妥協を歓迎し『結局英國は東亞で威信を失つただけで、歐洲戰線に於ける實力を増加したのであるからこの方が重要である』と批評し、或ひは『英國は歐洲に於いて平和と安全を確保することによつて始めて海外に於ける優勢を保ち得るのであるから、多少の讓歩はしても歐洲に於ける行動の自由を失はぬことが肝要である』と忠告してゐるのである。

### 四

米國は、英國から共同戰線を要求されて居る立場にあり、甚だ微妙な關係に置かれてあつたので、その論議は頗る慎重であつた。天津和約の隔離が實施されるや一般に『日本は今や極東から歐米勢力の驅逐を決意し、凡ゆる手段を以つてその目的の達成に努力してゐる』との印象は相當强く、『西歐諸國が歐洲問題で夢中になつて居る際、東洋に於いて

が無くなるのを喜ぶ色を見せたが、いよいよ二十四日、一般問題に關する意見の一一致が傳へられるや、英國は東亞に於いて日本に讓歩することによつて歐洲に於ける自國の地位を強化し得たと日本との妥協を歓迎し『結局英國は東亞で威信を失つただけで、歐洲戰線に於ける實力を増加したのであるからこの方が重要である』と批評し、或ひは『英國は歐洲に於いて平和と安全を確保することによつて始めて海外に於ける優勢を保ち得るのであるから、多少の讓歩はしても歐洲に於ける行動の自由を失はぬことが肝要である』と忠告してゐるのである。

かくて東京會談に於いて一般問題に對する日英間の意見の一致が報ぜらるゝや、『英國は再び大退却をなさんとするもので、英國並びに支那、さらに太平洋に利害關係を有する列國に重大な影響を與へるであらう』となし、また『その他の外國租界にも直ちに適用されるべく、結局日本軍の占領地域に於ける英米の通商並びに文化事業終焉の端緒となるであらう。若し英國が一時遁れのために交渉をやつてゐるのに過ぎないものとすれば、今のところ租界に對する日本軍の直接行動を避け、東京に於ける反英運動を緩和せん

とする目的を達成したものと稱し得るが、然し英國が實際に譲歩屈服するや否やは歐洲の情勢及び米國に於ける孤立論の趨勢によつて左右されるであらう』と見てゐるのである。

## 五

防共の盟邦である獨伊の兩國は、終始日本を支持して聲援を送つてゐる。

即ちドイツは租界の封鎖を東亞の指導者たる日本の決断を正當なりとし、租界の回復を以つて事件唯一の且つ根本的な解決法と見做して居り、また日本の強硬態度を以つて對獨伊關係強化の現はれと考へ、一方、英國の實力については、その極東に於ける兵力を以つては戦争を行ふことは困難で、本國よりの援助を必要とするが歐洲今日の情勢ではそれが不可能であると指摘し、さらに經濟的方面から見ても日本品のボイコット等の計畫は、一九三六年の對伊經濟制裁の失敗に従つても効果なしと断じた。なほ、東京會談の經過に對しても多大の關心を示し、二十四日の聲明發表に對しても英國の譲歩を當然なりと見てゐる。

40

イタリーはドイツ以上にさるに積極的で、日本の武力を強大なのに鑑みて英國が武力を以つてこれに對抗せんとするのは最も不可であると英國の軍備の不足を指摘し、また英國の援護政策の誤謬をあますところなく暴露し『日本の正義の行動に英國は屈服するであらう。過去に於ける不正を是正し、正義による平和を建設することは日獨伊三國の天職である』と論じて力強い支持を示した。

東京會談の成果に對しては『今日までに得られた唯一の結果は、英國が支那に於いて日本によつて造られた天津の事態を認めなければならなかつたといふことだけである。然しこの結論は極めて重大であつて獨伊兩國がこの結果に對して満腔の満足を感じることは既に明白にされてゐる。然し、會談の最後的結果に對して積極的な樂觀をなすことは尙早である。我等は日本が勇氣と忍耐を以つて、最後の外交的勝利を得ることを常に期待するものである』と甚だ友情に満ちた忠告を與へてゐるのである。

## 六

失望に陥つたことは覆ふべくもない。

即ち、英國の百八十度的轉換としてその現實的妥協外交、對する日本の強硬政策を以つて、軍部の獨斷であり、從つて獨伊兩國と密接なる關係があると宣傳し、これによつて民主主義諸國、特に英國の援助を切りに求めたのであつた。從つて東京會談に對しても、英國の對日公協政策は英國の威信を失墜するものであるとして、英國が日本に屈せざる強硬な態度に出づべきことを要望し、英國のこの強硬態度は結局會談の決裂を招き、從つて日英關係は益々悪化の傾向を示すものである。

また『有田・クレーギー協定は九國條約及び本年一月二十日聯盟理事會が採擇した日支事變に關する決議に背反するものである』と攻撃し、『英國は結局日本の增長を昂め、同時に支那の反感を買つて極東から縮め出しを喰ふであらう』とか『英國は米佛等からも見放され益々極東に於いて孤立無援の地位に陥るであらう』とか切りに嫌味を並べてゐる。

それと共に一方では、英國下院に於いてチエンバレン首相が英國の對支政策は不變であると述べた點を誇大に宣傳し、或ひはソ支通商協定の成立、米支新借款成立の可能

41

租界問題及び東京會談に對して最も關心を持つてゐるのには英國を除いては支那である。特に重慶政府は租界問題に對する日本の強硬政策を以つて、軍部の獨斷であり、從つて獨伊兩國と密接なる關係があると宣傳し、これによつて民主主義諸國、特に英國の援助を切りに求めたのであつた。從つて東京會談に對しても、英國の對日公協政策は英國の威信を失墜するものであるとして、英國が日本に屈せざる強硬な態度に出づべきことを要望し、英國のこの強硬態度は結局會談の決裂を招き、從つて日英關係は益々悪化の傾向を示すものである。

然るに會談の進捗に從つて英國側譲歩の報道が傳へらるるや、英國が管て支那に對して執つた政策を支那に於いて繰りかへし、一面對支借款を許容すると共に他面支那の領土、主權の保全を犠牲にするのではないかとの懸念を抱いて、非常な狼狽を現はしたが二十四日、一般原則問題について諒解が成立したと傳へられるに至つて深刻なる

性を強調して米ソ依存強化を宣傳し、『支那は英國のみに依存してゐないから大局に影響なし』とか、『唯自己の力量を以つて飽くまでも抗戦を續くるのみ』とか張り示す等内心の衝撃と混乱とを如實に現はしてゐる。

## 七

以上の他、中立的な立場にある諸國に於いては、ベルギーの新聞は『今回の妥結により、日本は支那の新秩序を認めしむる主義に於いて成功したものと言ふべく、正に日本外交の成功で、これにより日本が黃色人種間に於ける權威を増大したことは争はれない。』と批評して居り、またスイスの新聞は『日英交渉の成立は支那の抵抗力を弱めるのに大きな效果を與へるであらう』と結論して『今回の交渉に於いて日本が斯くも有利な地歩を占めるに至つた理由としては日本の海軍力が英國のそれに對して決して劣勢でないといふ事實も勿論ではあるが、それ以外に最近一ヶ月半に亘る滿洲國境方面に於ける戰闘の結果、ソ聯の無力さが完全に暴露され、英國がソ聯を頼み難い考へるに至つたことも與つて

要するに、各國に於ける反響は大體に於いて東京會議の結果を英國の讓歩、日本の成功と見て居るのであるが、事実に於いて東京會議は未だ天津問題の背景をなす一般問題の原則について、支那に於ける現實の事態を英國が承認したことの止まり、果して英國が實際に誠意を披瀝するかどうかは、一に今後の會談の成行と實行振りの如何にかゝつてゐるわけである。天津問題の具體的解決は日下圓卓會議にて討議中であり、治安維持の問題を初め、聯銀券の問題、現銀引渡し問題等頗る困難な問題が存在して居り、これ等の諸問題について、完全なる妥結に到達するまでには、なかなか多くの曲折があるものと豫想されるのであつて、われゝゝ國民も之に對處する充分の用意が必要である。

## 時事問題

### 米國通商航海條約を通告す

右通告に依り右條約は其の附屬議定書と共に本日より六月の期間の滿了を以て終了すべきことを豫期致し候。

今回米國政府が廢棄通告をして來た通商航海條約は、一九一

一年(明治四十四年二月二十一日)、ワシントンでわが全權大使

内田康哉伯と米國國務長官フィラン・ダーン・ノックスとの間

に調印され、同年三月三十日に批准を終へ、四月四日批准書を交換し、即日公布されたものである。これは十八條からなる。

はゆる通商條約で、通牒文にある第十七條には

本條約ハ一千九百十一年七月十七日ヨリ實施シテ一年間又ハ兩

方ノ一方カ他ノ一方ニ對シ本條約ヲ消滅セシムルノ意思

ヲ通告セル日ヨリ六月ノ期間ノ滿了ニ至ル迄效力ヲ有ス。

右十二年ノ期間滿了ノ六月前に兩締約國ノ執理ヨリモ本條約

ヲ消滅セシムルノ意思ヲ他ノ一方ニ通告セサルトキハ本條約

ハ締約國ノ一方カ右通告ヲ與ヘタル日ヨリ六月ノ期間ノ滿了ニ至ル迄効力ヲ有ス。

とあり、今回この六ヶ月前といふ廢棄の豫告通告をして來たわ

けである。

右表記の如きに對し我が外務省では七月二十七日、左の情報部長談を

發表した。

力がある』と指摘し、『英國側は多大の譲歩をした譯である。42  
が、その代りソ聯に對する正しき認識を得、且つ支那に於ける地位及び租界について日本側をして相當な考慮を拂はじめることとなつたのは大きな收穫と言ふべきであらう』

米國セイマー國務次官補は七月二十六日午後、國務省に須磨參事官の來訪を求め、一九一一年の日米通商航海條約を廢棄する旨、ハル長官より堀内駐米大使に宛てた左の通牒を手交した。  
最近數年間合衆國政府は合衆國諸外國間現行通商航海諸條約を右諸條約が締結せられたる諸目的に一層副はしめんか爲には如何なる變更か爲さるべきやを決定するの目的を以て検討致し居り候。右検討中合衆國政府は一千九百十一年二月二十日「ワシントン」に於て署名せられたる合衆國、日本國間通商航海條約が新なる考慮を要する條項を包含すとの結論に到達致候。右考慮に對する方法を準備し並に新なる諸事態か要求する如く「アメリカ」の権利を二層保障し且仲長せんが爲合衆國政府は前記條約第十七條に掲げらるる手續に従ひ茲に本條約が終了せしめられることの同政府の希望を通告し且

一、今回米國政府から在米帝國大使を通じ日米通商航海條約

の廢棄を正式に通告して來たが、何分數から構のことであり又理由も簡単である爲め、其の眞意果して奈邊に存するかは未だ詳らかに得ないのである。

一、米國側に於いては廢棄の理由として數年間米國と諸外國間に締結せられたる通商條約の續てに付いて變更の要ありや否やの研究を爲し來つたが、現行日米通商航海條約に

付いては新規考慮を加ふべき、若干の條項ありとの結論に達し且つ新事態に即應して米國の權益を擁護増進する爲めに現行條約の終止廢棄を希望する旨を述べて居る。さりながら右の理由は同時に條約改訂の理由ともなるのであり、一舉飛躍的に然かも失礼如廢棄を通告せねばならぬ理由は是だけでは明白にされたといへない。

一、又米國政府は今回の通告と最近米國上院外交委員會内で行はれたヴァンデンバーグ氏提議にかかる日米通商航海條約廢棄に關する討議とは何等關聯がないと釋明して居るが、折も折々日英天津會議の進行中とて今回の措置に重大なる政治的意義ありと一般から觀らるる危険が非常に多いであら。

一、今、極東に於ては新事態が非常な勢ひで展開しつゝあり、世界各国がこの事實に目を敵ふことなく正當なる認識を

深めることは帝國政府の夙に要望し來つたことである。米國政府がこの極東に於ける新事態に即應して新條約の締結を望むならば帝國政府は喜んで之に應するの用意あることは言ふまでもない。

## 日獨貿易協定假調印さる

一昨年秋以來、日獨兩政府當局間で折衝をつゞけてゐる日獨貿易協定は、七月二十八日午後六時ベルリンの時間)大島大使及びワイツゼッカーハウエルタート交渉委員長との間に假調印が行はれた。これによつて日獨兩國間の經濟關係は一段と緊密の度を加へたわけで、右に關し七月二十九日の如く發表された。

### 外務省發表

本日日獨間に貿易及び支拂に關する廣汎なる協定假調印せられたる處、本協定は從來の平常的貿易を維持すると共に、更に兩國間貿易の顯著なる伸張を推進するものなり。本協定は國內手續完了次第成るべく速かに實施の旨にして、其の間の實施の

### 外務省發表

爲す連ひとなる次第である。正式調印の時期は未だ確言出来ないが、政府としては成るべく早く各般の準備を進めていきつてある。

協定の内容は正式調印が行はれる迄は發表出来ないが、この協定の結果に於ては日獨兩國間の貿易額が増大すると云ふのみではなく、兩國間の經濟關係は更に一段と其の相互依存性を増加し、我が國としては戰時平時を通じて必要な資源を獨逸から一層多量に供給を仰ぎ、我が國の生産力擴充に拍車を掛け國力の充實に寄與することを得ると同時に、我が國からは獨逸に對し水産物、農産物その他の重要な物資を豐富に供給し、盟邦の經濟計畫に有力なる援助を與ふるに至る次第である。

本協定は防共盟邦との經濟關係を緊密にすることに於いて重要な意義を有するのみならず、多岐多様に亘る兩國間の輸出入關係を包括して一定の計畫性を與へたるもので、言はば計畫的經濟的な貿易協定であることに於いて正に我が國としては對外貿易協定の一紀元を創するものである。

昨年成立した日滿伊伊豆島貿易協定と云ひ、今回の日獨貿易協定と云ひ、何れも盟邦相互間の經濟依存關係を高調するもので、防共盟邦が經濟的面に於いても漸次強化せられて行くことは毫に慶賀に堪へぬ所である。

△ 日獨貿易協定假調印に付いて 情報部長談

準備を進むこととなるべし。新協定は兩國間に現在する友好關係に鑑み相互經濟關係を更に強化すべきを以つて本協定の締結は日獨兩國に於いて大いに歓迎せらるゝ所なり。

△ 日獨貿易協定假調印に付いて 情報部長談

日獨貿易協定締交渉がベルリンに於いて帝國大使館と獨逸政府當局との間に開始せられたのは一昨年秋頃である。その主眼とする所は日獨邦關係強化の裏打ちとして經濟關係を緊密化するといふことの外に、本邦にとり不利なる貿易匂を出來得るだけ改善すると同時に、我が國にとつて必要な物資の供給を確保すると云ふことである。日獨間貿易は何分にも其の額が相當大なるのみならず、其の品目は輸出入共に數百種に及んで居る爲めに、具體的交渉に於いては豫見しなかつた種々の技術的困難があり、兩國代表者間の熱心な交渉にも拘はらず、折衝には意外に時日を要したのであるが、この程漸く兩者間の意見の一致を見協定草案が出來上つたので、我が駐獨大島大使と獨逸側交渉委員長たるウォルタート氏との間に本二十九日ベルリンに於いて假調印が行はれたのである。

日獨兩國政府は右假調印を了した草案に基づいて各必要な國內手續を執り、それが完了次第兩國代表者間に正式調印を

最近公布の法令　内閣官房總務課

高官等俸祿減額令中改正ノ件  
工業組合事務官ノ特別任用ニ關スル件  
（六月十六日公布勅令第三百九十一號）  
（六月十六日公布勅令第三百九十三號）  
商工省物資調整官ノ特別任用ニ關スル件  
（六月十六日公布勅令第三百九十四號）

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

◆絶の一家(アーネスト・ヘンリイー著)		昭和十四年八月二日印刷発行	
タヌキの童話(アーネスト・ヘンリイー著)		内閣情報報部	
不思議な母親との愛情につゝまれてその子供の生活が昂められて行く姿が生き生きと描寫されてゐる。この物語を通じて日本の少年少女達にドイツの少年少女達の質實な日常生活を興味深く充々入れさせ、またドイツ魂を知らせるにも好個なものであらう。	◆イソップ物語(新村出譯) 本書はイソップ物語として傳へられた最古の日本版から面白さをもたらすもので今日の言葉に平易に書かれてゐたので、譯し方にも優れており、教的な意味から「たとへ話」の理解出来る。	内閣情報報部	東京市中野区本町一丁目宣舍内
吉田市立図書館内九ビル内中央公論社	年齢の児童に與へてよく本。後述としているソップの由來が書かれてゐる。(本邦初刊) 九六頁、定價五十錢、送料五錢、發行東京市中野区本町一丁目宣舍内小川町二ノ一一小山書店	印 刷 廉	東京市中野区大手町
◆官廳編纂圖書だより 内容は、原大なる神話	官 廳 編 簄 圖 書 だ よ り	内 閣 印 刷 局	内閣情報報部
◆教學監督 第六輯(教學局編纂) 本書は、十七條監法と大業教義、博氏二門の教義、東亞の開發と皇國精神、航空機發達の趨勢の五篇が收められてゐる。(A判三〇四頁 定價五十錢、送料九錢、發行内閣印刷局)	◆教學監督 第六輯(教學局編纂) 本書は、原大なる神話	内 閣 印 刷 局	内閣情報報部
◆外國爲督運法及關係命令(大藏省爲督局編纂) 外國爲督管理に關係した法律、勅令、省令等をまとめたもので法令施行に關する。當時發表された注意事項をも收めてある。(A判一〇五頁 定價三十錢、送料三錢、發行内閣印刷局)	申 告 各 書 店 賣 店	申 告 各 書 店 賣 店	申 告 各 書 店 賣 店
◆木版より轉載の場合には必ず「内閣情報報部」の旨を明記し且つ右方署名を記入して下さい。本誌記事の無断複製は御断り致します。複製記事に対する御不快感を考慮しての規定を他へお送りの場合には郵便一通五錢、複報を他へお送りの場合には郵便一通十錢、	申 告 各 書 店 賣 店	申 告 各 書 店 賣 店	申 告 各 書 店 賣 店

露光量違いにより重複撮影

# 國際經濟報

七月廿七日號

## 農產物價格と統制政策の検討

農產物價格の合理的形成への展望  
農產物價格と政策の動向  
好調を呈する綿布輸出  
スターリング外交と輸出信用保證局  
ライヒスバーンクの改組  
ナチス政權下のユダヤ人の没落  
スペインの再建工作  
フランス經濟二十年の變遷  
アメリカの内燃機關工業の動向  
輸出獎勵の新目標—國產食糧品の點描

販	海 外 ニ ュ ー ス	國 內 ニ ュ ー ス	支 那 通 商 貿 易 情 報	滿 洲 國 際 商 品 情 報	海 外 ニ ュ ー ス	國 內 ニ ュ ー ス	支 那 通 商 貿 易 情 報									
行																
社																
團																
通																
信																
社																
團																
通																
信																
社																
團																
通																
信																
社																
團																
通																
信																
社																
團																
通																
信																
社																
團																
通																
信																
社																
團																
通																
信																
社																
團																
通																
信																
社																
團																
通																
信																
社																
團																
通																
信																
社																
團																
通																
信																
社																
團																
通																
信																
社																
團																
通																
信																
社																
團																
通																
信																
社																
團																
通																
信																
社																
團																
通																
信																
社																
團																
通																
信																
社																
團																
通																
信																
社																
團																
通																
信																
社																
團																
通																
信																
社																
團																
通																
信																
社																
團																
通																
信																

露光量違いにより重複撮影

# 國體操の操作會

時六朝毎一月二十二日八日、一月七日十二月一

てに他其校校庭にて

銃後の國民は  
舉つて参加いた

健康報國

會協放送本日

社團

東京市京橋銀座西八ノ九  
電話銀座三九七番  
郵便口座東京八五〇〇〇番

法人團

# 國際經濟週報

七月廿七日號

農產物價格と統制政策の検討

農產物價格の合理的形成への展望

農產物價格と政策の動向

好調を呈する綿布輸出

スターリング外交と輸出信用保證局

ライヒスバーンクの改組

ナチス政權下のユダヤ人の没落

スペインの再建工作

フランス經濟二十年の變遷

アメリカの内燃機關工業の動向

輸出獎勵の新目標—國產食糧品の點描

行 設	價 定	統計	國 海 满 支 內 欧 概 觀
東京市京橋銀座西八ノ九 電話銀座三九七番 郵便口座東京八五〇〇〇番	一部三十錢	(一月分前金額貿易統計 金額、貿易、商品相場)	國 海 满 支 內 欧 概 觀
法人團	見本	(一月分前金額貿易統計 金額、貿易、商品相場)	國 海 满 支 內 欧 概 觀
同 盟 通 信 社			

輯 編 部 幸 及 情 閣 內

# 報 遊

號 日 九 月 八

大陸建設と技術協力

捨てよ結核國の汚名  
上海戰二周年を迎へて  
國立技能検査所とは  
軍用資源秘密保護の心得  
蔣政權管下の窮状

五錢

第一四七號

昭和十四年八月九日第一回水曜日發行

(毎週二回水曜日發行)

内閣印刷局印刷發行

## ニッサントラック・バス

ニッサントラック・バスの採用せるキヤブ オーバー エンジン型の本格的な諸多の特長  
荷面積の均等化  
荷重分配の均等化  
半徑回転の廣大  
運轉視野の廣大

は自動車製作技術の世界的な権威をリードするものとして各國の技術者、使用者に認められ、既に之を全面的に採用した世界的大製造業者も少くない。殊に日本の道路状態にピッタリ合つた操縦の容易、運轉の安全等の諸長所は各方面の紹介を博してゐる。

營業所  
東京 東京市京橋區銀座  
大阪 大阪市西區江戸堀上通  
名古屋 名古屋市中区大池町  
京都 京都府京都市中京區櫻木町  
横濱 横濱市中区岩屋南町  
神戸 神戸市灘區岩屋南町  
福岡 福岡市東中洲町  
大阪 城西 大門町  
玉崎 玉崎新町  
千葉 千葉市新上  
上海 上海黄浦路(新天地)  
(全国各地に販賣店あり)



毎月の御利益より倍出し  
・月賦制度の御利用をお勧め致します。

東京 日産自動車販賣株式會社 丸之内

(判LA51格規定國はさ大の書本)